

## 就学援助制度 についてのお知らせ

経済的な理由で、就学が困難な家庭へ小中学校での学習に必要な費用の負担の軽減を図るため、その一部を援助します。

### ① 対象者

- 町立小中学校に就学する児童生徒の保護者で、教育委員会が定める基準に該当する者です。
- ひとり親家庭医療費受給者
- 児童扶養手当受給者
- 生活保護基準に準ずる程度の者

### ② 申請方法

就学援助を受けようとする保護者が、教育委員会に申請してください。

- 新入学児童生徒学用品費等は、入学前支給を行います。

詳しくは、日高町教育委員会  
学校教育班(☎63・2038)まで。



## 健康推進課 お知らせ

お問い合わせ  
☎63・3801

## 要介護認定を受けた 高齢者の「障害者控除」 について

介護保険制度で要介護認定を受けた65歳以上の高齢者で介護認定の審査判定資料を確認し、一定の基準に該当する場合には、所得税や町県民税の確定申告で『障害者控除』を受けるための認定書を本人または、扶養者等の申請手続きにより交付できます。

この認定書を添付することにより、本人または、その扶養者が障害者控除または、特別障害者控除等を受けることができます。

ただし、すでに身体障害者手帳など交付され、税の控除を受けている方や本人または、扶養者が非課税の場合は必要ありません。

発行にかかる手数料は、1件につき200円必要となります。

## 介護保険料にかかる 納付証明書の 交付について

介護保険料は、国保税や後期高齢者医療保険料と同様に所得税や町民税の社会保険料控除の対象となります。令和2年1月から令和2年12月末までに納付された介護保険料額を計上してください。

特別徴収(年金天引き)で納付した介護保険料は、社会保険料控除対象となるのは、年金受給者であるご本人となります。普通徴収の場合、被保険者の保険料を扶養者が支払っている場合は、扶養者の社会保険料控除の対象となります。

確定申告の際には、日本年金機構から送付されます「公的年金等の源泉徴収票」またはお支払いただいたきました「領収証書」等を大切に保管し、ご利用くださいますようお願いいたします。



納めた介護保険料の年額がわからない場合は、役場健康推進課で令和2年1月から令和2年12月末までの1年間に納付いただきました保険料額を記載した納付証明書を発行いたします。事務処理の都合により、納付証明書は2月上旬から発行できません。交付にかかる手数料は、無料となっています。確定申告に行かれる前にお申し出ください。

# 日本脳炎の予防接種について

日本脳炎の予防接種については、ワクチン接種に伴って重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から21年度まで積極的な勧奨を控えてきました。

こうしたところ、新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっています。

## 【積極的な勧奨の差し控えにより規定回数を受けられなかった方の接種方法】

接種歴	その後の接種方法
第Ⅰ期を全く受けていない方	・ 6～28日の間隔をおいて2回、2回目接種から概ね1年後に3回目を接種 ・ 4回目は9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上あける※
第Ⅰ期初回接種のうち、1回のみ受けた方	・ 2回目と3回目を6日以上の間隔をあけて接種 ・ 4回目は9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上あける※
第Ⅰ期初回接種のうち、2回受けた方	・ 3回目を接種 ・ 4回目は9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上あける※
第Ⅰ期初回接種のうち、3回受けた方	・ 4回目を9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上あける※

※接種可能とされていますが、第Ⅰ期の接種を3回受けた人は、最後の接種から概ね5年以上の間隔をおいて接種することが望ましいとされています。

特例措置として、平成19年4月1日以前に生まれた方で、20歳未満(20歳誕生日の前日まで)の方は、特例対象者として残りの回数を無料で接種することができます。

**接種のご相談等は健康推進課(☎63・3801)までご連絡ください。**

※標準的な接種年齢は、初回接種として3歳となっていますが、定期接種Ⅰ期として接種可能な時期は生後6か月となっています。生後6か月以上で希望される方は接種をすることができます。

### どんな病気？

日本脳炎ウイルスの感染によって起こる中枢神経(脳や脊髄など)の疾患です。

ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖した後、そのブタを刺した蚊(コガタアカイエカ：水田などに発生する蚊の一種)などがヒトを刺すことによって感染します。

東アジア・南アジアにかけて広く分布する病気です。



### どんな症状？

ウイルスを持つ蚊に刺され、感染した後も症状なく経過する(不顕性感染)場合がほとんどですが、症状が出るものでは、6～16日間の潜伏期間後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害(意識がなくなること)、けいれんなどの中枢神経系障害(脳の障害)を生じます。

(過去には、100人から1000人の感染者の中で1人が発病すると報告されています。)

大多数の方は、無症状に終わるのですが、脳炎を発症した場合20～40%が死亡に至る病気といわれており、幼少児や高齢者では死亡の危険は大きくなっています。